

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎報第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 日程により、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度下田市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） おはようございます。

それでは、報第2号 平成25年度下田市一般会計補正予算、専決を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

報第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第2号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり、平成26年3月31日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

別紙あさぎ色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

補正予算の主な内容でございますけれども、まず歳入につきましては、補正予算書の2ページ記載のとおり、17款寄附金を除きまして2款地方譲与税から20款諸収入につきましては、金額の確定による増減の補正でございます。寄附金につきましては、野口観光株式会社様からの奨学振興基金への寄附金でございます。

歳出につきましては、補正予算書3ページに記載のとおり、2款総務費から11款公債費までの各事業の確定精算に伴う補正措置と財源調整に伴い、13款予備費を増額させていただいたものでございます。

それでは、改めまして補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度下田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,100万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億1,180万6,000円としたものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから3ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明を申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の4ページ、5ページをお開きください。

第2表 債務負担行為の補正は4件でございます。

1件目の経済変動対策特別資金利子補給補助金と2件目の農業経営基盤強化資金利子助成補助金につきましては、融資実績がなく廃止したものでございます。

3件目は通園バス運転業務委託料で、期間の変更はなく、限度額のうち事業予定額483万6,000円を164万円に、平成25年度予算計上額8万4,000円を超える金額475万2,000円をそれぞれ2万4,000円、161万6,000円に変更するものでございます。

4件目は車両リース料（その2）で、期間の変更はなく、限度額のうち事業予定額864万円を564万1,000円に変更するものでございます。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、補正予算の概要によりご説明を申し上げます。

恐れ入れますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、2款1項1目1節地方揮発油譲与税から15款3項1目2節統計調査費委託金までの増減は交付額の確定によるもの。

17款1項1目1節一般寄附金は3万円の寄附金を受け入れるものでございます。

市民課関係、11款1項1目1節交通安全対策特別交付金18万6,000円の減額は、交付額の確定によるものでございます。

20款4項4目16節雑入の61万5,000円の減額は、市町村振興協会からの地震・津波対策事業交付金の確定によるものでございます。

福祉事務所関係、14款2項1目7節国庫・臨時福祉給付金給付事務費補助金の9,000円と、14款2項1目8節国庫・子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金の1万4,000円の追加

は、平成25年度執行分の事務費に対する補助金、15款2項2目3節県費・児童福祉費補助金555万5,000円の減額は、子ども医療費の分、20款4項3目1節民生費過年度収入125万6,000円の増額は、子ども医療費における高額医療費の精査により過年度収入として受け入れるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

産業振興課関係、15款2項4目2節県費・林業費補助金106万円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、3つの事業の事業費の確定に伴うものです。

同じく5目1節県費・商工費補助金84万円の減額は、重点分野雇用創出事業の事業費の確定に伴うもの。

16款2項1目2節その他不動産売却収入42万3,000円の減額は、市営造林に係る立木の売り払い代でございませう。

観光交流課関係、15款2項5目2節県費・観光施設整備費補助金20万円の減額は、ジオサイト整備事業の事業費確定に伴うものでございませう。

建設課関係、14款2項3目1節国庫・社会資本整備総合交付金11万6,000円の減額は、我が家の専門家診断事業等の住環境整備事業の確定によるものでございませう。

15款2項6目1節県費・住宅費補助金57万1,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、事業費の確定に伴う3事業の減額と1事業の増額でございませう。

学校教育課関係、17款1項6目1節教育費寄附金2,000万円の増額は、野口観光株式会社様からの奨学振興基金への寄附金でございませう。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございませう。

企画財政課関係、2款5項2目0660指定統計調査事業34万6,000円の減額は事業終了に伴う精算で、補正内容等の欄記載の不用額の減額でございませう。

11款1項2目7711一時借入金等利子事務50万円の減額は、一時借入金が発生しなかつたことによるもの。

13款1項1目予備費は歳入歳出調整額として2億926万円の追加で、補正後の額を2億6,742万7,000円としたものでございませう。

福祉事務所関係、3款3項1目1451在宅児童援護事業158万6,000円の減額は子ども医療費でございませう。

健康増進課関係、4款1項2目2020予防接種事業1,737万5,000円の減額は、子宮頸がんワ

クチン接種について、積極的に勧奨をしなかったということに伴うための減額の措置、先天性風疹症候群対策費用助成金は申請者の見込みの減による不用額でございます。

産業振興課関係、5款1項3目3100農業振興事業1,000円の減額は、農業経営基盤強化資金利子助成補助金の新規の申請がなかったことによるもの。

5款2項1目3350林業振興事業72万7,000円の減額は、森林整備地域活動支援事業補助金の事業費の確定によるもの。

同じく3353有害鳥獣対策事業79万7,000円の減額は、有害獣被害対策事業補助金及び下田市有害鳥獣対策協議会補助金の事業費の確定によるもの。

5款2項2目3400市営分収林事業148万6,000円の減額は、市営分収林事業委託及び市営分収林交付金の事業費の確定によるもの。

6款1項2目4050商工業振興事業84万円の減額は、市街地バリアフリー情報等調査業務委託の事業終了による不用額。

同じく4051中小企業金融対策事業2,000円の減額は、経済変動対策特別資金利子補給補助金、災害対策資金利子補給補助金、ともに新規の申請がなかったことによるものでございます。

観光交流課関係、6款2項3目4350観光施設管理総務事務107万6,000円の減額、同じく4357伊豆半島ジオパーク推進整備事業2,000円の減額、同じく4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業120万2,000円の減額は、いずれも事業終了に伴う精算で、補正内容等の欄記載の不用額でございます。

建設課関係、7款5項1目5150都市計画総務事務63万3,000円の減額は、都市計画審議会及びまちづくり懇話会の開催経費不用額、同じく5161景観推進事業18万2,000円の減額は、景観推進に係る経費について、補正内容等の欄記載の不用額でございます。

同じく4目5250都市公園維持管理事業30万1,000円の減額は、いずれも事業終了に伴う精算で、補正内容等の欄記載の不用額でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

7款7項1目5600市営住宅維持管理事業1万円の減額は、静岡県住宅行政連絡協議会負担金。

同じく2目5620住宅改修建替支援事業113万3,000円の減額は、いずれも事業終了に伴う精算で、補正内容等の欄記載の不用額でございます。

学校教育課関係、3款3項12目1670認定こども園管理運営事業6万円の減額は、通園バス

運転業務の委託契約額の確定による不用額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第2号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第2号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。

ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。本案に対する質疑を許します。

竹内清二君。

○1番（竹内清二君） 概要の8ページ、5620事業、住宅改修建替支援事業ですが、約3分の1の事業終了という形で計上されておられます。この数字的に見ますとそれぞれの補助金、委託事業について金額が減少されておりますが、こちらのほうは実績の予定の数値に対してどのくらいの実績という形になったのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 住宅の改修の関係でございますが、大きなところで下田市の木造住宅耐震補強助成事業補助金というのが減額50万円となっておりますが、当初高齢住宅が2世帯、それから一般で1世帯を予定しておりました。高齢者に関しましては2件終わっておりますが、一般に係る分が、申請がありませんでした。

また、大きなところでもう一つ、ブロック塀等の耐震改修促進事業費補助金というのがございまして、45万円の減額になっておりますが、このブロック塀に関しましては、予定に対しまして補助金の要望がございませんでした。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 竹内清二君。

○1番（竹内清二君） ありがとうございます。やはりこういった、特に耐震という側面、あるいはブロック塀の危険性というものは、防災の面でも非常に重要な点であるということはお承知おきかと思っております。そんな中、申請がなかったという側面は、より一層今後このPRと申しますか、点検とこういったメニューもあります、そういったものを使ってどんどん直していただきたいという啓蒙というものが非常に重要になってくると思っておりますので、今後、このあたりは力を入れてしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありますか。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 1点お聞きしたいんですが、子ども医療費についてなんですが、概要の2ページですと歳入のほうで555万円少なくなっていますね。減額補正されています。それで歳出のほうですと、子ども医療費、こちら158万6,000円の減額になっております。これはどういうわけで子ども医療費がこれだけ減額になっているのか。その実態、治療にかかる子どもの数が減ったのかどうなのか、そこら辺の事情についてひとつお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） まず、子ども医療費の支出のほうの150万円ということで、この減額ですが、これは現年度の高額医療費の分、乳幼児医療費というのは窓口で現物給付といって、本人が病院にかかりますと500円を出して医療を受けるというものでございまして、それ以外のものは市のほうから支出しているということで、高額医療の対象になりますと市のほうが本人から委任状をいただきまして、健保のほうに請求をするということで、高額医療の現年度受けたものを当然支出した部分に戻入したということで支出額が下がるので、その分また支出から減額したと。

今度、収入のほうの金額が大分高額になっておりますが、これにつきましても、この高額医療分等が絡んできます。この高額医療分は過年度分も年度にまたがりまして請求収入が入ってくる場合がございますので、過年度分、現年度分の支出の減、また下田市において乳幼児医療につきましましては、県の補助金と多少違う部分で乳幼児の関係が、市が負担しますよということで500円の負担を市が見ております。それ以外にも入院等で無料にしている部分等で市で負担をしなければいけない部分等がありまして、その分を控除して県のほうに補助金申請するわけですが、そのときに今回過年度分の高額医療分と現年度分の高額医療分、市の負担分、また個人負担分ということで精査をした結果、こういう補助金が減額になったということで、ちょっとわかりにくい説明かもしれませんが、県の制度と高額医療分とかいろいろ当初の支払い以後に収入を受けるもの等がございますので、最終時期に県のほうの補助金を精算して、今回補正で精算をさせていただいたという部分でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 主な理由というか原因が、子供治療においても高額医療が多くなったというふうなことをおっしゃっていますが、乳幼児含めて子供の高額医療というのは具体的にはどんなふうな病気とその治療になるんですか。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） これは治療というか全部の、例えば私どもも同じなんですけ

れども、入院とかいろいろ医療にかかりますと自己負担分、要するに家庭によって、所得によって違いますけれども、高額医療までに達する自己負担分というのが、上限が決まっております。ちょっと数字は持っておりませんが、例えば通常でいけば8万円ぐらい払うと残りは高額医療として、当初払った医療費に対して国保の場合返ってくるとか、社保の場合も返ってくるかという、その精算限度は各個人個人によって異なると思いますが、ある程度の一定金額を超えますと高額医療ということで、手元のほうに戻ってきます。

結局、乳幼児にしても何回も医療にかかりますと、月に高額医療、要するに一定の金額を超えたものについては手元のほうに戻ってくるということで、それを個人にかわって市が払っているの、市のほうが健保に請求をして高額医療をいただくというふうになっています。だから、どういう病気かというのはちょっと分析はしておりませんが、ある程度の一定額を超えたものを市が本人にかわって請求をして、市のほうで受け入れるというものでございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

3回目です。

○5番（鈴木 敬君） 私が聞いたのは、ですから乳幼児に今までよりもより治療費がかかるような、そういうふうな、あるいは治療により高度医療が必要となるような、そういう状況が出てきて治療費が上がってきたのかなというふうに思ったんですが、そうではなくして、1人の人がトータルである程度の金額以上を超えると高額医療になるんだというふうな、そういうふうなご説明なのかな。そこら辺がちょっとよくわからなかったんですが、特別な病気とか新たなものが発生しているわけではないというふうなお答えであれば、それはそれとしてこちらも了承しますが、そこら辺についてももう一度ちょっとご説明願えますか。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） これは特別な医療というわけではなくて、高額といって個人個人が病院にかかったときにどのくらいの医療費がかかったかと。個人の医療費を月計算しまして、個人個人一定の負担割合で負担をする金額の上限が決まっています。それ以上を超えたものは高額医療費といって還付対象になるわけです。それは各健保のほうでこちらのほうに還付していただくということで、それは皆さん、通常の医療費もそのような状態で、一旦払って高額分は返ってくるという制度になっておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

高橋富代君。

○10番（高橋富代君） 4款1項2目2020事業です。

子宮頸がんワクチンの接種委託の減額なんですけれども、3月31日の専決ということでございますので、この年度において、副反応が非常に問題になっているワクチンでございますので、下田市にこの1年間においてどういう推移があったのか、そして受けた方、受けない方、副反応の状況、そういったものがわかればお答えをお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 子宮頸がんワクチンにつきましては副反応があったということで、勧奨接種差し控えということで、下田市においては副反応があったという事実は、私はちょっと聞いていないんですけれども、すみませんけれども……。

○議長（土屋 忍君） 高橋富代君。

○10番（高橋富代君） 副反応はないということですが、接種を受けた方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） すみません、接種を受けた方が何人いるかということとはちょっと私、把握していなかったもので、後で報告させていただいてよろしいでしょうか。すみません。

○議長（土屋 忍君） 高橋富代君。

3回目です。

○10番（高橋富代君） 把握していないということなのでやむを得ませんけれども、ぜひ本会議で答えられるようお願いしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） 同じ欄で言いますと医薬材料費、高額な減額になっておりますが、この内容を少し説明をいただきます。

また、森林及び分収林等々の減額がございますが、委託問題で若干のどういう齟齬があったのか。それからバリアフリーの問題ですが、これは成果品が行ったら見られるような形になっているのか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（土屋 忍君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 医薬材料費につきましては予防接種の関連で、子宮頸がんワ

クチンがかなり大きいかと思っております。あと、乳幼児の予防接種等もございますもので、そこら辺も若干入っていると思います。ちょっとここでは細かい点は申し上げられません。すみませんけれども、ご了承願います。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（平山雅仁君） 大変失礼いたしました。市街地バリアフリーのこの減額につきましては、商工会議所に委託しまして歩行困難者や来遊客が安心してまち歩きが楽しめるようなバリアフリー情報の整理、発信を行うということを目的にやりました。それで、これが12月に補正をさせていただきまして、臨時雇いを1人雇用するというところで実施しようとしたんですが、結局3月1カ月しか雇用ができませんで、ここら辺の実績につきましては、現在、まだ調整中でございます。だから、これはスマートフォンとかでその情報を得られるというふうなものを構築するというところで、ただいまそれを準備している段階でございます。

○議長（土屋 忍君） 大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） 基本的には医薬品も含めて全ての補助金等々が当初予算で、また補正で確定するときに、積算なり見積もりが少し粗過ぎて甘いのではないかという根本があります。そして、バリアフリーに関しては成果品ができ上がっていないものをここで減額してあやふやな答弁をされては困ることなんです。既にここで精算が済んだということは雇用関係の精算であって、バリアフリーの調査に基づく成果品が見えていないということは、結果が決まっていなくて、結論が出ていないということなんですね。あと、森林なんかもわずかな金額の中で100万円近い減額が出るということは、補助金なんかの最初の認め方とか何とかということに少し粗さ、甘さがあるのではないかと。できるだけ消化して、無駄に使えとは言わないけれども、できるだけ十分な消化をしていただいて委託なり、そういうものに、安易に雇用関係だとか安易な方法で消化するための補助金をつけるような方向性にいかなくて、しっかりと精査をすると、そういうことを申し上げたい。

終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 補正予算書の4ページから5ページ、第2表の債務負担行為の補正についての通園バス運転業務委託料についてお尋ねをしたいと思います。

当初、担当の予定価格は483万6,000円で、入札した結果164万円で済んだと、こういう説

明を受けているわけでありますけれども、2路線を恐らく2人の運転手の方が運転して下さっているということになろうと思うわけです。それで、予定価格483万6,000円のもの164万円で済むようになった理由とは何かと。

それと、やはりこの2人の運転手さんの賃金がどのように払われているのかという点はきっちり、やはり子供たちの安全を確保する意味でも把握していく必要があると思うわけですが、どういうことになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、既に始まっているわけですので、この運行状態、運転状態、どんな形で、安全に安心に進められているとは思いますが、どういう事態になっているのか、当局の見解をお尋ねしたいと思います。

次に、土木の住宅関係でありますけれども、38ページから39ページ、概要のほうでは先ほど竹内議員が質問したところとダブりますけれども、概要のほうでは8ページから9ページのところですけれども、耐震診断を、要するに木造の市のまちなみの耐震診断をしてこの事業を実施していくということは防災上大切なことだと思うわけです。この事業は補助金が足りなくなるぐらいの状態を期待すべきであろうと思いますが、どういうわけでこういう減額をしなければならない事態になっているのか。そういう一方では、こういうものの事業の説明がどうなされているのかということへの疑問を抱かざるを得ないと思うわけですが、そこら辺の見解はどうかと。

それから、ブロック塀ではありませんけれども、石塀、石積みといったらいいんでしょうか、吉佐美地区のあるところが大変膨らんで、地震が来れば、これは私有の箇所ですけれども、誰が見ても膨らんで大雨が降ると、もう道が通れなくなるように爆ぜてしまうのではないかと思われるところがあると思いますが、このようなところにこういう補助金制度があると、ぜひ実施をしてほしい、こういうような紹介等々の適用ができないものかどうなのか。市民が利用しやすいような、そういう努力が必要かと思いますが、そういう点はどうかという点をあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 通園バス運転業務委託料の関係ですけれども、入札を行って平成26年1月31日に163万9,188円で契約をしております。これにつきましては入札という方法ですので、その金額は、そういう形で決まったということで、入札のルールで決まっていますので、これはこういう形で理解しています。

賃金がちゃんと支払われているかということについてですけれども、その契約の中で運転

手には支払われているというふうに理解しています。

運行状況については特に問題等、現在起こったということは聞いていませんので、良好な運転、そして子供たちは利用されているというふうに考えています。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 我が家の耐震診断についての答弁をさせていただきたいと思います。

我が家の耐震診断につきましては、予定では20件を当初予定しておりました。実績的には17件となっております。PRの方法は広報等によるPRを行いましたが、予定まで達することはできませんでした。今年度につきましては、またPRの方法を別の方法を使って行っていきたいと考えております。

それから、石積みの件につきましては、今回のこのブロック塀の対象にはなりません。現状としましてはそれに対する補助制度はございません。現状、危険な石積み等が地元より報告されております。その件につきましては石積み所有者の方に対応をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） ご答弁をいただいたわけでありますが、通園バスの164万円等につきましては、正規の入札というルールに従ってやっているので問題ない、こういうご答弁だったかと思うわけでありますが、ルールどおりにやられたにしても、その内容が何で164万円になるのかという理由はやはり明らかになるように、ぜひつかんでいただきたい。私はやはりここにダンピングがあると、こういう見方をしているわけです。一人頭1日2,600円にしかならないような契約で、市が結んでいいのかと。ブラック企業と同じような値段で市自身が契約を結んでいいとする、ルールに従っているからいいんだというような、こういう理解では、これは問題だと。内容をぜひとも要望をしておきたいと思えます。検討していただきたい。

それで、賃金は払われていると思うけれども、幾ら払われているかわからないというようなことではなくて、市がちゃんと委託しているわけですから、事業主に、何人の運転手の方でやられているのか知りませんが、恐らく最低2人は、休暇等々考えますと3人から4人の運転手の方がこの事業にかかわっているんだろうと思うんです。その人たちに事業主

として幾らの賃金を払っているのか。それは委託をする者としてきっちり把握をすべきだと、
こういうぐあいだと思いますので、この点は要請をしておきたいと思います。

それから、石積みが絡んだものは現在そういう補助金の制度はないんだと、こういうご答
弁でありましたけれども、そこが崩れて道路、市道に崩れてくれば、当然市はその道路が通
れるように市費をもって片づけなければならないと。もとに戻すのはしなくて結構だと思
いますけれども、少なくとも道が通れるようにしなければならないという責任は市道の管理者
に僕はあるのではないかと思うわけです。そこら辺の見解はどういう見解かということと、
そういうことから考えれば、そういう場所は補助金制度に乗せて、新しい制度が必要ならそ
ういうものをつくって、事業のしやすいように援助して危険箇所を取り除いていくというこ
とが必要ではないかと思えますけれども、どのように担当者として考えられるのか、お尋ね
をしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 石積みの崩壊による市道への影響につきましては、山等の崩土と
同じように市道管理者として除去を行います。しかし、個人財産の石積みにつきましては所
有者の方にお願ひすることになります。石積みの補助につきましては、現在のところブロ
ック塀に関します補助はございますが、石積みに関しましては現在、他市町の状況も捉えてお
りませんので、調査してみたいとは思っています。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度下田市一般会計補正予算（第8号））は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（楠山賢佐君） それでは、報第3号 専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお開き願います。

これにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、下記事件を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次の3ページ、専第3号は、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

今回の条例改正の主なもの、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が、平成26年3月31日に公布され、いずれも平成26年4月1日から施行されることに伴いまして、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を同年3月31日付で専決処分したことの報告をさせていただくものでございます。

また、今回の改正につきましては、国から示されました改正文どおりの改正となっております。

提案理由でございますが、平成26年度の税制改正におきまして、関連する地方税制の改正を行うこととしたものでありますが、この税制改正の早期の対応を図るため、専決処分を行い、本議会においてご承認を求めるものでございます。

それでは、専第3号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1、2ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後でアンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

今回の専決処分条例につきましては、施行期日が平成26年4月1日から施行するものでありまして、従前の特例制度に対する「期間の延長」が主な改正内容となっております。

附則第6条（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）でございますが、平成25年12月31日までの間に、個人が所有期間5年を超える居住用財産の譲渡を行い、その譲渡資産に係る譲渡損失が発生したときは、譲渡の日の属する年の翌年の12月31日までの間に居住用財産を取得し、買いかえ資産に係る住宅ローン等を有するなどの一定の要件のもと、その譲渡損失につき、譲渡の年の翌年度において譲渡所得以外のほかの所得と損益通算を行い、損益通算をしてもなお引き切れない金額については翌年度以降3年間にわたり繰越控除ができるとされているものであります。

この特例措置は、ライフスタイルに応じた住宅の住みかえ等を支援する観点から講じられているものでありまして、引き続き特例措置を講じる必要が認められたことから、適用期間が2年間延長され、平成27年12月31日までの期間内の譲渡について適用することとされたものであります。なお、所得税におきましても同様の措置が講じられたものであります。

なお、地方税法等で規定され、条例では単に課税標準の計算の細目を定めるものであるため、条例の性格を踏まえ、削除するものでございます。

3ページから5ページをお開きください。

附則第6条の2（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）でございますが、前条、附則第6条と同じ扱いとして削除するものでございます。

5ページから7ページになります。

附則第6条の3（阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例）でございますが、前条と同様に、地方税法等で規定され、条例では単に課税標準の計算の細目を定めるものであるため、条例の性格を踏まえ、削除するものであります。

附則第8条（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る免除措置等について適用期限を3年延長し、平成30年度分までの個人住民税について提供するものであります。なお、所得税におきましても同様の

措置が講じられております。

附則第10条の3（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）につきましては、9項として1項を加え、耐震基準適合家屋についての規定を受ける場合の書類の添付等に関して改正するものでございます。

9ページをお開きください。

附則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）につきましては、軽減税率の適用期限を平成29年度分まで3年延長するものであります。なお、所得税におきましても同様の措置が講じられております。

附則第21条（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）及び附則第21条の2につきましては、法人改革におきまして、特例民法法人から一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が、固定資産税の特例を受ける場合の条文規定を明確化し、条文の内容の整備をするものであります。

議案件名簿の5ページにお戻りいただきまして、附則の第1条（施行期日）につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

第2条（市民税に関する経過措置）でございますが、「別段の定めがあるものを除き、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による」とするものでございます。

次に、第3条（固定資産税に関する経過措置）でございますが、「別段の定めがあるものを除き、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による」とするものでございます。

第2項におきまして、新条例附則第10条の3第9項（新築住宅等に対する固定資産税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）の規定は、「平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する」ものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報第3号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） 1点確認をさせていただきます。

固定資産税の関係で、この税は基本的に申告制で耐震等々の準備はできたと。そのためには固定資産をまけてくださいよと、そういうことは申告制であるということですか。お願いします。

○議長（土屋 忍君） 税務課長。

○税務課長（楠山賢佐君） あくまでも税のほうの課税の特例でございますので、申告をする必要があるというふうに思います。

○議長（土屋 忍君） 大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） では、この税の条例があるということは、知らない方は恩恵を受けられない。その可能性もあるということによろしいですか。

○議長（土屋 忍君） 税務課長。

○税務課長（楠山賢佐君） 特に耐震改修においてかなり耐震の基準を適合させるというところがポイントとなりますので、改修するに当たって事業主さんが、例えば施工主さんとの間でこういうふうな補助があるというふうなことをもとにやられることが多いのではないかとこのように思います。

○議長（土屋 忍君） 大黒孝行君。

3回目です。

○9番（大黒孝行君） 事業主とかいろいろそういうことはいいんですが、個人で新築をして、申請をしなかったら恩恵にあずかれないかという論点でお願いします。

○議長（土屋 忍君） 税務課長。

○税務課長（楠山賢佐君） 耐震基準に上がっている部分については建築確認申請等の部分で確認もできますが、原則としては申請の制度ということになっております。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） いつも税賦課条例の改正についてはちょっと内容がわからないので、いつも同じことを聞くんですが、この改正によって具体的に一般的な下田の市民にとって、大きな影響がもしあるとしたらどの点があるのかというのが1点と、もう一点はこの税制改正によって下田市の財政にはどのような影響が出てくるのか。これをお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 税務課長。

○税務課長（楠山賢佐君） 今回の専決処分の内容につきましては、特定の、特例の制度の延長というのが主なものでありますので、大きな影響はないというふうに考えております。逆

に、次に提案いたします議案のほうの税制改正の賦課徴収条例の部分につきましては、予算額等、また調定のほうに係る部分がありますので、今回の専決の報告については、予算的な部分についても影響はないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで10分間の休憩をいたします。

午前10時54分休憩

午前11時 4分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎報第4号及び報第5号の上程・説明・質疑

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、報第4号 平成25年度下田市一般会計繰越明許費

繰越計算書の報告について、報第5号 平成25年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） それでは、報第4号 平成25年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

恐れ入れますが、議案件名簿の6ページから8ページをお開きください。

まず、6ページのががみでございますけれども、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成25年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、ご報告申し上げますのでございます。

繰越明許費繰越計算書は地方自治法施行令第146条第2項において、翌年度の5月31日までに調製し、次の会議において議会に報告しなければならないと規定されておりますが、本市におきましては、予算の編成及び執行に関する規則第9条に、内訳書とともに4月末日までに調製することとなっており、今議会に報告をさせていただくものでございます。

それでは、7ページ、8ページをご覧ください。

繰り越しをいたしましたのは通常事業分4件及び国の経済対策に対応する補正予算として、国庫補助事業の前倒し措置による4件、都合8件でございます。年度内に完了する見込みのないものとして、平成26年3月議会におきましてご承認、ご議決をいただいたものでございます。

ご承認いただきました繰越事業及びその金額は1億3,822万2,000円でしたが、実際の繰越額はそこに記載のとおり1億3,821万8,000円となるものでございます。ちなみに、この差額の4,000円につきましては上から3段目の障害福祉サービス事業が該当となっております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第4号 平成25年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、報第5号 平成25年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の9ページから11ページをお開きください。

9ページのががみでございますけれども、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、

平成25年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、ご報告申し上げるものでございます。

それでは、10ページ、11ページをご覧ください。

繰り越しをいたしましたのは国の経済対策に対応する補正予算として、国庫補助事業の前倒し措置による2件でございまして、年度内に完了する見込みのないものとして、平成26年3月議会において議決、ご承認をいただいたものでございます。

ご承認いただきました繰越事業及びその金額は2,180万円で、実際の繰越額も同額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第5号 平成25年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

報第4号 平成25年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第4号 平成25年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

次に、報第5号 平成25年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第5号 平成25年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告に対する質疑を終わります。

◎議第25号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第25号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（楠山賢佐君） それでは、議第25号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の12ページをお開き願います。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が、平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、下田市税賦課徴収条例の改正に必要なものが生じたものであります。その内容がお手元の下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例でございます。

今回の改正につきましては、国から示されました改正文どおりの改正となっております。

提案理由といたしましては、さきに述べました法律等が施行されたことから、本条例について所要の改正をするものでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の13ページ、説明資料の①をご覧ください。

下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、関連します地方税法の具体的な改正事項と市税に関係します主要な改正事項（市条例関連）について説明をさせていただきます。

まず、1つ目といたしまして、地方法人課税といたしまして、消費税8%段階において、法人住民税法人税割の一部を国税化したしまして、地方交付税の原資化（財源化）の扱いとしまして、交付税特会に直接繰り入れする税制改正でございます。

これにより、市町村の法人税割の税率（税賦課徴収条例の第34条の4）の改正が行われ、当市におきましては、現行で課税標準となる法人税額に100分の12.3を掛け税額を算出しておりますが、この12.3%の税率が9.7%（2.6%の減）に改正されるものであります。この税率改正は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用となるもので、翌年度の平成27年度分の調定額から影響が出るものであります。

なお、地方法人課税の偏在是正に係る法人住民税の税率引き下げは、都道府県、市町村分合わせて4.4%の減となり、賦課徴収は国（税務署）が行い、地方法人税として適用する予定であります。

2つ目といたしまして、「車体課税」として軽自動車税の税率の見直しでございます。

1点目としまして、原付及び二輪車の標準税率を約1.5倍、最低2,000円に引き上げ、平成27年度分から適用するものであります。具体的には50cc以下の原付については、現行1,000円が改正後は2,000円に、1,000円の引き上げとなります。また、125cc超250cc以下の軽二輪

については、現行2,400円が改正後は3,600円に、1,200円の引き上げとなるものであります。

2点目として、軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に平成27年度分から引き上げるものであります。具体的には軽四輪の自家用乗用車については、現行7,200円が改正後は1万800円に、1.5倍の3,600円の引き上げとなります。また、軽四輪の自家用貨物車については、現行4,000円が改正後は5,000円に、1.25倍の1,000円の引き上げが平成27年度から実施されるものです。

なお、新税率の適用につきましては、平成27年4月以後に最初の新規検査を受けるもの（新車の購入時）から適用されるものであります。

3点目として、軽自動車税においても、地球環境に配慮したグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した翌年度（14年後）に、軽四輪車等の標準税率のおおむね20%の重課（課税強化）の実施でありまして、平成28年度分から行われるものであります。

なお、軽自動車税の税負担（特に自家用・乗用の場合）の変化の推移について具体例で説明いたしますと、事例①といたしまして、平成26年6月現在、軽自動車を所有している場合は、所有している車が13年を経過した月の属する年度（平成20年度中の新車購入であれば平成33年度）まで税額は年7,200円のまま据え置きとなるもので、新税率の適用はありません。ただし、翌年度の平成34年度からは年1万2,900円の重課（課税強化）となるものであります。

事例②としまして、現在所有の車を来年の平成27年6月に新車に買いかえた場合は、新税率の適用を受けまして、平成28年度の税額は年1万800円、1.5倍の3,600円の引き上げとなり、その後13年を経過した翌年度の平成41年度に年1万2,900円の重課（課税強化）として、再度引き上げとなる仕組みになっております。

なお、その他の改正内容でございますが、地方税法の改正等に伴う所要の規定の整備と明確化、関連規定の条項ずれの修正、文言の修正等を行うものでございます。

条例改正案の内容でございますが、お手数ですが、次のページ、条例改正関係等説明資料の14、15ページ、説明資料②をお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

第23条（市民税の納税義務者）でございますが、法人税法におきまして、外国法人に対する課税原則が見直しされ、外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定整備を行うものであります。

第33条（所得割の課税標準）でございますが、法第23条第1項中の号のずれの規定を整備するものであります。

第34条の4（法人税割の税率）でございますが、平成26年4月からの消費税率の引き上げによる地方消費税の増収により、地方団体間の財政力の格差が拡大することが見込まれることから、法人住民税法人税割を都道府県・市町村合わせて4.4%引き下げ、国税として税率4.4%の「地方法人税」を創設し、その税収の全額を交付税に原資化することに伴う改正でございます。

市町村分の税率引き下げとしましては、改正前100分の12.3を改正後100分の9.7に、2.6%引き下げるものでございます。

第48条（法人の市民税の申告納付）でございますが、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う所要の規定の整備でございます。

次のページをお開きください。

第52条（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）でございますが、法人税法において、外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う所要の規定の整備でございます。

57条でございますが、法第348条第2項中の条のずれの規定を整備するものであります。

第59条（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）でございますが、法第348条第2項中の条のずれの規定を整備するものでございます。

第82条（軽自動車税の税率）でございますが、軽自動車税については次のページをお開きください。

第82条1項1号原動機付自転車につきましては、平成27年度以降、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げるもので、この税率改正の趣旨に基づき、改正後の「ア、イ、ウ、エ」の税額に改正するものであります。二輪車等に対する税率改正は、新規に取得されたもの・既存のものを問わず、平成27年度から適用されることになります。

次に、同条同項2号・3号の、平成27年度以降に新たに取得される四輪車等（軽自動車及び小型特殊自動車）の税率は、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては、農業者や中小企業者等の負担を考慮し、約1.25倍にそれぞれ引き上げるものであります。この改正内容の趣旨に基づき、それぞれの軽自動車及び小型特殊自動車の利用形態に応じて、軽自動車税の税率が改正されるものであります。

附則でございますが、附則第4条の2（公益法人等に係る市民税の課税の特例）でございますが、租税特別措置法改正に伴う所要の措置を行うため、条文を整備するものであります。

20ページ、21ページをお開きください。

附則第7条の4（寄附金税額控除における特例控除額の特例）でございますが、条のずれの規定を整備するものでございます。

附則第10条の2（法附則15条第2項第6号等の条例で定める割合）でございますが、地方税法の一部を改正する法律施行により、通称わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）を導入する旨の改正が行われ、公害防止用設備（例としましては、汚水または廃液処理施設・大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設等）及び浸水想定区域内の浸水防止用設備及びノンフロン製品に係る課税標準の特例措置へのわがまち特例を導入するものであります。特例率につきましては、地域の実情を斟酌した中で、国が斟酌割合としている特例率を準用するものであります。

なお、今回改正により該当する償却資産は、今のところ下田市にはありません。

改正後の附則第16条（軽自動車税の税率の特例）でございますが、先ほど第82条（軽自動車税の税率）で軽自動車税の税率の引き上げを説明いたしましたが、地球環境への配慮の取り組みといたしまして、平成28年度分から、最初の新規検査、初めての車両番号の指定を受けてから13年を経過した翌年度、14年後の年度分の軽四輪車等（第82条第2号ア）については、標準税率のおおむね20%の重課（課税強化）を導入するものであります。

附則第19条（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）でございますが、今回の税制改正による条文の整備でございます。

22、23ページをお開きください。

附則第19条の2（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）でございますが、前条と同じく、今回の税法改正による条文の整備でございます。

附則第19条の3（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）でございますが、法律改正に伴う所要の規定の整備によるものでございます。

附則第21条の2でございますが、今回の地方税法改正に伴う条項ずれの修正によるものでございます。

続きまして、24ページから28ページにかけての改正でございます。

附則第22条（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）、附則第22条の2（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）、附則第23条（東日本大震災

に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)の削除でございますけれども、東日本大震災に係る特例につきましては、今回の地方税法の改正におきまして、総務省自治税務局長からの通知において、市町村の条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例には規定しない旨により削除するものでございます。

なお、今回の改正規定の内容につきましては、地方税法等の上級法に規定されるものであります。

続きまして、28ページから32ページにかけての改正でございますが、改正前、附則第24条(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)、次のページになりますが、附則第25条(個人の市民税の税率の特例等)、附則第26条(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)、附則第27条(農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)、附則第28条(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)、附則第29条、附則第30条、附則第31条、附則第32条でございますが、今回の地方税法改正に伴う条例の条文規定の2条ずつの繰り上げ整備及び該当条文の条項ずれの修正等によるものでございます。

32、33ページをお開きください。

下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成26年下田市条例第2号)の一部改正(第2条)の附則第1条(施行期日)の第1項第2号、同第4号、附則第2条(経過措置)の第2項でございますが、平成26年3月定例議会におきまして上程しました税制改正の条例案件の附則事項において、附則第20条の4(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人市民税の特例)第5項第3号の改正規定は、平成28年1月1日施行と平成29年1月1日施行となるため、今回の条例改正との整合性を図るため、追加を行い条文規定の修正を行うものでございます。

議案件名簿の15ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1条(施行期日)につきましては、「この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する」としまして、15、16ページになりますが、同条の1号から6号までのそれぞれの概要としまして、1号の34条の4(法人税割の税率)は平成26年10月1日から、2号の附則第4条の2(公益法人等に係る市民税の課税の特例)、附則第19条の3(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税所得計算の特例)、附則第22条、附則第22条の2、附則第23条(東日本大震災に係る特例の適用関係)、附則第24条から附則

第28条（2条ずつの繰り上げ規定）、附則第29条、附則第30条（同条の改正規定）は平成27年1月1日、3号の第82条（軽自動車税の税率）、附則第4条及び第6条（軽自動車税に関する経過措置）は平成27年4月1日から、4号の附則第21条の2の改正規定は平成28年1月1日から、5号の第23条（市民税の納税義務者等）、第48条（法人の市民税の申告納付）、第52条（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）、附則第16条（軽自動車税の税率の特例）は平成28年4月1日、6号の第33条（所得割の課税標準）、附則第7条の4（寄附金税額控除における特例控除額の特例）、第19条（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）、第19条の2（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税課税の特例）は平成29年1月1日、7号の第57条（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告）、第59条（固定資産の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）の改正規定は、子ども・子育て支援法の施行の日となるものでございます。

第2条（市民税に関する経過措置）でございますが、「別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による」といたしまして、以下、7項までの改正条文の内容のとおりでございます。

17ページをお開きください。

第3条（固定資産税に関する経過措置）でございますが、「別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による」といたしまして、以下6項まで、新条例附則第10条の2（通称わがまち特例）関係の改正条文の経過措置の内容でございます。

第4条（軽自動車税に関する経過措置）でございますが、「新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車については、なお従前の例による」としまして、改正後の新条例第82条（軽自動車税の税率）は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による旨を規定しているものです。

第5条の新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用するものでございます。

2項の平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番

号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする、として、軽自動車税に係る経年車重課の適用区分といたしまして、第1項で、改正後の条例附則第16条（軽自動車税の税率の特例）は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する旨を規定するものであります。

第2項で、平成15年10月14日前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車については、初めて車両番号の指定を受けた月がわからないため、経年車重課の規定を適用する際、期間計算の起算点を「初めて車両番号の指定を受けた月」ではなく、「初めて車両番号の指定を受けた年の12月」とするものでございます。

第6条は、現在所有している既存車に係る軽自動車税の税率の経過措置等として、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車について、軽自動車税の税率を本改正前の税率（税引き上げの負担のないもの）として、新条例第82条（軽自動車税の税率）及び附則第16条（軽自動車税の税率の特例）の読みかえ適用する措置を講ずるものでございます。

18ページをお開きください。

第7条（都市計画税に関する経過措置）でございますが、「新条例の規定中、都市計画税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による」としまして、以下、改正条文の内容のとおりでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第25号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 議第25号の説明資料の車体の課税、三輪以上の自動車に係る課税の導入の点について、1点だけお尋ねしたいと思います。

適用は平成28年度からの適用ということですが、14年経過した月の属する云々という形になっておりますので、説明いただいたんですが、ちょっと聞き漏らしてしまって、具体的に平成26年度に購入した車、あるいは平成28年度、29年度に購入した車はその14年後の

改正がされる数値になるのはどういう経過になるか、この点だけ確認をさせていただきたい
と思います。

○議長（土屋 忍君） 税務課長。

○税務課長（楠山賢佐君） 今の沢登議員の軽自動車の地球環境に配慮したグリーン化の重課
のことだと思いますけれども、あくまでも13年経過した翌年の14年から重課が始まるという
形になります。ですので、今所有しているものが14年経過したとしても、それが平成28年度
分から課税が強化されるということになります。また購入した年度が、例えば、年度により
ますけれども、その年度の部分からあくまでも14年経過した時点から重課が始まるというふ
うに考えていただければと思います。その適用が平成28年度から行われるということになり
ます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第25号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第26号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第26号 下田市国民健康保険税条例の一部を改
正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） それでは、議第26号 下田市国民健康保険税条例の一部を改
正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の19ページをお開き願います。

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、
平成25年4月1日に施行されました。また、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成26
年政令第132号が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されたことに伴
い、下田市国民健康保険税条例の改正に必要なが生じたものでございます。

その内容がお手元の下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

なお、今回の改正につきましては、国から示されました改正文どおりの改正となって
おります。

提案理由といたしましては、さきに述べました法律等が施行されたことから、本条例についても所要の改正をするものでございます。

初めに、平成26年4月1日から施行されました地方税法施行令の一部を改正する政令ですが、国民健康保険制度の安定的な運営を確保し、財政基盤を強化するため、国民健康保険税の課税限度額を見直すとともに、低所得者の保険料に対する財政支援の強化のため、軽減判定所得の基準を見直し、国民健康保険税の軽減対象を拡大するものでございます。

お手数でございますが、条例改正関係等説明資料34ページ、35ページをお開きください。

第2条課税額でございますが、後期高齢者支援金等限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額を12万円から14万円に引き上げるもので、第2条第3項中、14万円を16万円に改め、同条第4項中12万円を14万円に改めるものでございます。

第23条国民健康保険税の減額であります。低所得者の保険料に対する財政支援の強化として、保険料軽減の対象世帯を拡大するものであります。5割軽減の拡大につきましては、現在2人世帯以上が対象でございますが、単身世帯まで対象を広げ、さらに軽減対象となる所得基準額を引き上げるものであり、2割軽減の拡大につきましては軽減対象となる所得判定基準を35万円から45万円に引き上げるものでございます。

第23条第1項中、14万円を16万円に改め、12万円を14万円に改め、同条同項第2号中、「当該納税義務者を除く」を削り、同項第3号中、35万円を45万円に改めるものでございます。これによりまして、5割軽減が1,340名、2割軽減は逆に110名少なくなることとなります。限度額につきましては支援分として83世帯が該当いたします。そして、介護分につきましては35世帯が該当いたします。

続きまして、附則でございますが、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日に施行されたことにより、下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、国民健康保険税を課税する上で関連する地方税法の具体的な改正事項と市条例関連の概要について、まず説明させていただきます。

国民健康保険税関係では、金融所得課税の一体化でございます。平成29年度から平成28年1月1日以降の特定公社債等、該当するものとして国債、地方債、公募公社債等になりますが、その利子所得及び譲渡所得等に税率5%、市民税3%、県民税2%の申告分離課税が導入され、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の間で損益通算ができるようになるものでございます。これにより、広く一般的に取引される金融証券、上場株式等と特定公社債等から生ずる所得、利子、配当、譲渡損益の間で損益通算を行うことができるものでございます。

与党税制改正大綱においては、成長による富の創出に向けた税制措置等一環として家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大することが課題であり、このため従来の仕組みを大幅に拡充し、10年間で500万円の非課税投資を可能とするNISAの創出及び金融証券課税の一体化の拡充、公社債等の利子等及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行うとされたことに伴う関連改正でございます。

附則第3項上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、上場株式等に係る配当所得等に関する課税の損益通算範囲について、特定公社債の利子、譲渡損益が対象に追加されたことに伴い、所要の規定を整備するもので、附則第3項の見出しも含め、「配当所得」を「配当所得等」に改めるものでございます。

36ページ、37ページをお開き願います。

改正後の附則第6項一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

附則第6項の見出し中、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中、附則第35条の2第6項の「株式等」を附則第35条の2第5項の「一般株式等」に、附則第35条の2第6項に規定する「株式等」を附則第35条の2第5項に規定する「一般株式等」に改めるものでございます。

改正後の附則第7項上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、前項と同じく、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴い、所要の規定を整備するもので、附則第7項を改正後にあります条文のように改正するもので、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、第7項世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者、若しくは特定同一所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株

式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改めるものでございます。

38ページ、39ページをお開きください。

附則第8項、第9項及び第11項については、法令では国民健康保険税について独立した規定を置いていないこと、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除するもので、附則第8項及び第9項を削り、附則第10項を附則第8項とするものであり、また、附則第11項を削り、附則第12項を附則第9項とし、附則第13項を附則第10項とするものでございます。

附則第14項条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、特定公社債の利子譲渡益が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の対象として追加されたため、これに関する規制を整備するもので、附則第14項中配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改め、同項を附則第11項とし、附則第15項を附則第12項に改めるものでございます。

40ページ、41ページをお開きください。

附則第16項東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございますが、法令では国民健康保険税について独立した規定を置いていないこと、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除するものでございます。

申しわけございませんが、議案件名簿の21ページをお開き願います。

附則でございますが、第1項施行期日につきましては、第2条及び第23条は公布の日から施行するもので、金融所得課税の一体化の規定についての附則第3項から第11項までの改正規定は平成29年1月1日から施行するものでございます。

次に、第2項適用区分でございますが、この条例による改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は平成26年以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

第3項につきましては、第1項ただし書きに掲げる改正規定による附則第3項から第11項までの改正規定は平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第26号 下田市国民健康保険税条例の一部を改

正する条例の制定についての説明を終わりとさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 35ページの国民健康保険税の減額の点をお尋ねしたいと思います。

5割軽減、あるいは2割軽減の説明があったかと思いますが、7割の軽減はどうなるのかと、7割軽減は対象外なのかということと、5割軽減のほうは134人の増になる。2割軽減のほうは110人の減になる、こういう報告があったかと思うんですが、税額的にはどうなるのかという点をお尋ねしたいと思います。軽減税額はどうなるのかという点。

○議長（土屋 忍君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 7割軽減の基準額につきましては、今回は改正がございませんでした。それで、一応7割軽減につきましては、医療分、支援分、介護分でダブルカウント等になりますが、3,113世帯ぐらいになるのではないかと思います。そしてもう一つ、ご質問で5割軽減につきましては1,340人になると思います。2割軽減が110人、これは逆に少なくなります。大体それは、理由といたしましては2割軽減世帯が5割軽減のほうに移行するものかなり出てきていると思っております。2割軽減から5割軽減のほうに入ることです。そして、金額といたしまして、大体1,500万円程度、保険税として少なくなると思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） ちょっと確認をさせていただきたいんですが、5割軽減は1,340人になるのではなくて、1,340人増になるということでもいいのか。そうしますと、総数がわかれば教えていただきたい。それから、2割軽減のほうは110人減になるという理解でよろしいですね。そうしますと、2割軽減が何人になるかという実数があればお教えいただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） それでは、5割軽減と2割軽減につきまして、一応改正後では1,428世帯で2,555名、2割軽減につきましては1,394世帯で2,631名となります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第26号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第27号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第27号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） それでは、よろしく願いいたします。

それでは、議第27号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿22ページをお開き願います。

下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次ページのとおり制定するものでございまして、提案理由につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正によるためでございます。

経緯等でございますが、消防団員等の退職報償金につきましては、本条例によりその階級及び勤務年数により支給額が規定されているところでございます。このたびの一部改正は、その各支給額を引き上げるものでございます。

国において、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成26年3月7日に公布され、平成26年4月1日から施行されることとなりました。これによりまして、この政令の施行に伴い本条例に係る条文を整備するため、22ページの本条例案のとおり提出させていただいたものでございます。

次に、改正内容につきましては、条例改正関係等説明資料の43ページ、44ページをお開き願います。

先ほど述べました支給額を規定する別表でございまして、改正部分はアンダーラインを引いてある箇所でございます。

改正の要点ですが、非常勤消防団員の処遇を改善し、消防団員の確保に資するため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市に支払う消防団員退職報償金支払い額を一律5万円、また最低支給額にしましては20万円に増額されたため、条文別表の改正をさせていただくものでございます。

なお、今回の本条例改正の効力は平成26年4月1日からの施行となるため、施行日以降の退職については改正後の別表のとおり扱うものでございます。

以上で、議第27号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第27号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第28号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第28号 平成25年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（日吉金吾君） それでは、よろしくお願いいたします。

議第28号 平成25年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の24ページをお願いいたします。

平成25年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金4,198万3,622円の全額を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、平成25年度下田市水道事業会計決算に伴う純利益である未処分

利益剰余金の全額を減債積立金に積み立てるためでございます。

条例改正等説明資料の45ページをお願いいたします。

未処分利益剰余金の処分に関する説明書でございます。

平成25年度下田市水道事業剰余金処分計算書（案）ですが、資本金の当年度末残高49億2,361万7,735円。資本剰余金の当年度末残高13億7,640万1,364円の処分はございません。未処分利益剰余金は当年度末残高4,198万3,622円で、全額減債積立金へ積み立て、処分後残高がゼロ円となるものです。

なお、減債積立金に積み立てる目的につきましては、財政の健全性を確保するため、企業債の償還に充てるためでございます。

それでは、46ページをお願いいたします。

平成25年度下田市水道事業損益計算書（案）でございます。

当年度末処分利益剰余金4,198万3,622円は、1の営業収益と3の営業外収益、5の特別利益から2の営業費用と4の営業外費用、6の特別損失を差し引いた当年度純利益4,198万3,622円でございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第28号 平成25年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） この減債積立金の積み立てによって減債積立金の累計額は幾らになりますか。

○議長（土屋 忍君） 上下水道課長。

○上下水道課長（日吉金吾君） 現在額の累計額ですけれども、減債の積み立ての累計額は合計で2億9,557万2,173円でございます。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 3億円近い残ができたんですけれども、償還を早めるとか、そういう検討はされることはないですか。

○議長（土屋 忍君） 上下水道課長。

○上下水道課長（日吉金吾君） 償還についてですけれども、余り償還を早くするということ

でメリットがないと考えておりますので、今のところそのことは考えておりません。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第28号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第29号及び議第30号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第29号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第1号）、議第30号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） それでは、議第29号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第1号）及び議第30号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、一括してご説明を申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願い申し上げます。

初めに、議第29号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

まず、6月の補正予算につきましては、その編成の方針を「当初予算で想定されなかった事項で、緊急に対応しなければならないものに限る」とことと定め、予算要求の指示をしたところであり、査定の方針もこれにより行ったところでございます。

防災・安全対策、教育・子育て支援対策、社会保障・健康増進対策、地域コミュニティ助成等の予算内容となっております。

平成25年度末に教育関係の寄附をいただきました金額につきましては、今回の補正予算として奨学振興基金へ積み立ての措置をしたところでございます。

また、平成26年6月7日の大雨によります被災復旧経費を措置したところでございますが、本来であれば全員協議会において被災状況のご報告をさせていただくものですが、今回は補正予算の概要の10ページから14ページに関連の資料をつづり込みましてかえさせていただきました。あらかじめご了承のほどお願いいたします。

結果、その他の経費を含みまして、歳入歳出にそれぞれ5,095万2,000円を追加し、総額を

それぞれ91億5,095万2,000円とするものになったところであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度下田市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,095万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億5,095万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の2ページから3ページ記載のとおりでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の4ページをお開きください。

債務負担行為の追加は1件で、事項は、事務機器等リース料(その2)、期間は、平成26年度より平成31年度まで、限度額は、事業予定額32万5,000円の範囲内で事務機器等をリースする旨の契約を平成26年度において締結し、平成26年度予算計上額3万8,000円を超える金額28万7,000円については平成27年度以降において支払うものでございます。

補正予算の概要、2ページ、3ページをお願い申し上げます。

歳入でございますが、企画財政課関係、19款1項1目1節繰越金3,300万円の追加は今回の補正財源とするもので、このうち2,000万円は平成25年度末に受け入れました教育費寄附金でございまして、先ほども申し上げましたとおり同額を歳出予算の奨学振興基金積立金に措置をいたしました。

20款4項4目20節雑入250万円の増額は、伊勢町太鼓台修繕に係る自治総合センターコミュニティ助成金を受け入れるものでございます。

地域防災課関係、18款2項1目4節緊急地震・津波対策基金繰入金11万2,000円の増額は、総合防災訓練事業に要するもの、20款4項4目20節雑入90万円は消防団育成事業に係る自治総合センターコミュニティ助成金でございます。

市民保健課関係、14款1項1目6節国庫・保険基盤安定負担金183万6,000円の増額は、国民健康保険事業に係るもの、14款2項3目1節国庫・保健衛生費補助金358万3,000円の追加は、働く世代の女性支援のための「がん検診推進事業」に対する補助金、15款1項1目5節県費・保険基盤安定負担金784万5,000円の増額は、国民健康保険事業に係るものでございます。

環境対策課関係、16款1項1目1節市有地貸付収入13万2,000円の追加は、環境対策課所管の市有地貸付収入でございます。

建設課関係、15款2項6目1節県費・住宅費補助金87万4,000円の増額は、広岡理源山・急傾斜地対策事業補助金でございます。

学校教育課関係、16款2項2目6節ピアノ売り払い代17万円の追加は、廃園等により処分することとなったピアノの売り払い代でございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、5ページをお開きください。

企画財政課関係、2款1項7目0240地域振興事業336万円の増額。自治総合センターコミュニティ助成金補助金250万円の追加は、伊勢町町内会への太鼓台の修繕に係る補助金、地区集会所建築補助金60万円の追加は、港区コミュニティホール修繕に要するもの、地域生活環境整備事業補助金26万円の増額は、下田市地域生活環境整備事業費補助金交付要綱に基づく、「自ら生活環境のための事業を推進する団体」に対し補助金を交付するもので、当初予算措置額50万円に対しまして、要望額76万円との差額を追加するものでございます。

12款1項1目予備費3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

地域防災課関係、2款7項1目0750交通安全対策事業17万4,000円の増額は、交通指導員1名分の報酬及び制服等の購入の費用、2款8項1目0865総合防災訓練事業22万4,000円の増額は、訓練実施に伴う借地料の計上、8款1項2目5810消防団活動推進事業96万7,000円の増額は、消防用備品の購入費用でございます。

市民保健課関係、3款7項1目1902保険基盤安定繰出金1,290万8,000円の増額は、国民健康保険事業特別会計に繰り出すもので、保険税軽減分として923万6,000円、保険者支援分として367万2,000円の合計1,290万8,000円、4款2項1目2150健康増進事業716万8,000円の増額は、働く世代の女性支援のためのがん検診推進経費でございます。

観光交流課関係、6項2項2目4252広域観光推進事業は、伊豆早春フラワーウォーキング実行委員会負担金を伊豆観光推進協議会伊豆南エリアDMO形成特別負担金に組み替えをするもの、6款2項3目4350観光施設管理総務費150万円の増額は、施設修繕料でございます。

建設課関係、7款5項1目5150都市計画総務事務10万8,000円の増額は、地図作成に係る印刷製本費、7款7項3目5630急傾斜地対策事業194万4,000円の増額は、広岡理源山・急傾斜地崩壊対策事業に係る測量業務委託料でございます。

10款4項1目7622単独都市公園施設災害復旧事業（6月7日災）320万円の追加は、下田公園に係る災害復旧工事でございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業70万円の増額は、廃止した園に係る備品の処分及び遊具等の撤去に係る経費、3款3項6目1670認定こども園管理運営事業328万5,000円の減額は、手数料としまして設備の清掃手数料の追加、委託料として自家用電気工作物保安業務の増額及び通園バス運転業務委託料の減額、使用料及び賃借料として、通園バス車両リース料の減額、工事請負費として、日よけ設備及び園庭安全柵の設置工事の追加、合計で減額の328万5,000円というところでございます。

9款1項6目6045奨学振興基金2,000万円の増額は、平成25年度末に受け入れました同額を基金に積み立てるものでございます。

9款2項2目6090小学校教育振興事業78万5,000円の増額は、教材備品として浜崎小学校電子黒板用のパソコンの購入経費、9款4項1目6250幼稚園管理事業88万2,000円の増額は、廃止した園に係る備品の処分、遊具等の撤去に係る経費と複写機の新規リースに係る経費、9款7項1目6800学校給食管理運営事業31万4,000円の増額は、調理用備品の修繕料でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第29号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第30号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険税条例の一部改正に伴うものでございます。

補正予算書の47ページをお開きください。

平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,681万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億181万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の48ページから49ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明を申し上げます。

補正予算の概要6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節一般被保険者国民健康保険税医療給付費分現年課税分から1款2項1目3節退職被保険者等国民健康保険税介護納付金分現年課税分までの減

額は、国民健康保険税条例の一部改正を前提に保険税を算出した結果に基づくものでございます。

3款2項1目2節国庫特別調整交付金322万9,000円の増額は、生活習慣病の1次予防に係る保健指導事業に対する特別調整交付金、5款1項1目1節前期高齢者交付金32万3,000円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知によるもの、9款1項1目1節保険基盤安定繰入金1,290万8,000円の増額は、保険税軽減分合計が923万6,000円、保険者支援分合計367万2,000円を一般会計から繰り入れるもの、10款1項1目1節繰越金は、9,220万4,000円の増加を見込むものでございます。

補正予算の概要、8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございますが、3款1項1目8430後期高齢者支援金15万1,000円の増額、同2目8435後期高齢者事務費拠出金5,000円の減額、4款1項2目8440前期高齢者納付金2万7,000円の増額は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知による納付金額の確定によるものでございます。

8款1項1目8485健康管理普及事業472万9,000円の増額は、生活習慣病の1次予防を重点とした保健指導事業業務委託322万9,000円。人間ドック受診費補助金150万円、9款1項1目8490国民健康保険診療報酬支払準備基金7,000万円の増額は、支払準備基金への積立金、12款1項1目予備費1,191万6,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第29号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第1号）及び議第30号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 議第29号及び議第30号について当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

議第29号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

竹内清二君。

○1番（竹内清二君） 4350事業、観光施設管理総務事務についてお伺いします。

修繕料という形で150万円計上されておりますが、こちらの具体的な場所と修繕方法について教えてください。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 観光施設管理費、こちらの修繕料150万円の増額のお願いでございますけれども、こちら、当初予算170万円を計上してございました。しかし、既に大

規模といたしますか、うちとしては大規模な修繕が見込まれまして、また、その後も老朽化した施設の修繕が予想され、不足が見込まれるため増額をお願いするというものでございます。今のところ修繕で見込んでいる箇所といたしましては、蓮台寺の、ちょうど稲生沢小学校のところに蓮台寺温泉の看板がございます。そちらが老朽化してございまして、要望も来てございますので、そちらをお願いしたいというところでございます。

ちなみに、既に実は150万円ほど、もう支出をしております。内容といたしましては吉佐美のはまぼうロードの床板がもう腐食したというふうなことで、そちらを修繕してございまして、それから、尾ヶ崎ウイングのほうの給水ポンプ、こちらちょっと修繕が必要だというようなことで、夏前にこういった修繕が必要になったものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

高橋富代君。

○10番（高橋富代君） 小さい金額で恐縮なんですけれども、1670事業の認定こども園の管理運営事業に関してです。日よけ設備設置工事、園庭安全柵設置工事が計上されているんですけれども、あの園が開園されてまだわずかしかなかったんですが、本来ならばこれはできたときにちゃんと、開園するまでにできていなくてはならないものなのではないか、また、その金額に含まれているべきものではないかというふうに思うんですけれども、どういう理由で、今こういう事業が出てきているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 申しわけないんですけれども、園が開園してみてもわかったということで、園庭の砂場で遊ぶ子供たちが日よけとして設備を設置したいということです。それから、園庭安全柵設置工事のほうですけれども、園児が園庭、グラウンドで遊んでいる様子から、送迎バスの乗降場所等に入出入りすることが自由にできますので、園児の安全柵を設置したいということです。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 高橋富代君。

○10番（高橋富代君） 必要なものですから、やるのはよろしいんですけれども、こういうことというのは最初からわかり切っている事業だと思うのです。本来、保育所であるとか幼稚園であるとか、あそこを初めてつくったときには、もう当然つくるときには、設計の段階でどういうふうな日差しがあるとか、そういうことはわかっていることなわけですね。

それを今、やってみてわかったというのは余りにもずさんなやり方だと私は思います。ごくわずかな金額とはいえ、やはりそういうことは事務執行上、もう少し慎重におやりになったほうが私はよいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 2点ほど質問させてください。

第1点目は、これは予算書の27ページですが、説明書だな。

広岡理源山の急傾斜地の測量の業務委託194万4,000円が計上されております。これは、今回の予算措置というのは急傾斜の事業をやりながら、主たる目的は下田小学校のお子さんを初め、津波に対する予防対策でありまして、これが本格的に避難路だとか避難施設を整備していくと、こういうことに相なろうと思うんですが、ここで質問したいんですが、全ての完成年度、いつ頃想定しているかをひとつお聞かせください。

2つ目には、2ページの歳入のほうですが、今回、平成25年度からの繰越金を、当初8,000万円を3,300万円増やして1億1,300万円にいたしました。先ほど議決された平成25年度の専決の内容を見れば、2億6,700万円予備費が確定されております。この範疇の中で約1億5,000万円が保留財源になっているんだろうと思います。今回の予算措置で、この1億5,000万円の使途について、今後、本年度どういう計画をお持ちなのか。財調にも積み立てするという予算措置にもなっておりませんし、ましてや庁舎建設にも積み立てようという予算措置にもなっておりませんが、この約1億5,000万円の保留財源は、市当局としては本年度どのような使い道を考えているかお尋ねいたします。

○議長（土屋 忍君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 広岡理源山急傾斜地崩壊対策事業の測量についてお答えいたします。

広岡理源山のほうの急傾斜地の崩壊対策につきましては、今、地元の方々との調整をしております。今年度、一応事業実施に向けた測量と指定をしたいと思っております。これがうまくいけば来年度からの工事は可能かと思われませんが、あくまでも県事業でありますので、県事業の優先順位を早目に上げていただくという形でやっていただきたいと思います。そうしまして、いわゆるその避難路の完成につきましては地元がまとまってスムーズな指定ができること、それから、上に上がりまして避難地のところで若干地主さんとの話があり

ますので、そちらのほうもちょっとまとめていきたいと考えておりますので、そういうことも含めまして、できるだけ早目の実行をしたいと思って鋭意努力している最中でございます。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 本年度の決算につきましては、今、出納室のほうで決算書の調整をしている最中ですので、正確な数値は私のほうも申し上げられないんですけれども、平成24年度の予算ベース、ちょっと振り返ってみたいと思うんですけれども、実は先ほどご承認いただきました最終の専決の時点で106億1,180万6,000円の予算規模となっています。このうち翌年度に繰り越すものが約1億4,000万円ございます。そうしますと、予算ベースでいきますと約104億7,000万円ほどになります。平成25年度の現年度分がそうなりますと。逆に今度は平成24年度からの繰越事業が6億4,000万円ほどありますので、実際には予算ベースでいきますと111億6,000万円ほどの、あくまでも予算ベースだとそのようになるのかなというところですよ。

先ほどの最終専決予算の段階で予備費の説明をさせていただいたんですけれども、ちょっと端数は抜きにして約2億6,000万円ほど最終予算額になりますと。10%ほど使っていますので、2億4,000万円ほどは予備費の残がございます。それから、税のほうの月報を拝見しますと税収が予算額を九千五、六百万円ほど上回るような傾向にあります。そうしますと、とりあえず見込めるのが3億3,000万円ぐらいでしょうか。それにあと、その他の収入の増、それから予備費以外の不用額、それがプラスアルファになってどれくらいになるかわかりませんので、少なくとも先ほど言った数字が最低ベースになるのかなというふうに思います。今回の措置によりまして1億1,300万円になりますので、差し引きます2億、とりあえずそのぐらいの数字になります。

いずれにしても、9月の決算の時点で、私どもの基本的な考えとしましては、地方財政法の縛りもございますので、財政当局としましては法に基づく措置のとおり、剰余金の2分の1以上をとりあえず財政調整基金のほうに積み立ての措置をしたいというふうに考えております。

いずれにしても、本年度当初予算で元気交付金等含めて4億円弱の財調からの繰り入れをしておりますので、できるだけ9月の段階では、もちろん優先して執行すべき事業につきましては、その財源の一部として活用させていただくつもりでおりますけれども、今後の大型事業等控えている中で、少なくともその財源のやはり資金の確保というものも当然していかなければならないというふうにも考えておりますので、その9月の補正予算の際に財

政としての計画をお示ししたいと、そのように考えております。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 後半の企画財政課長の考え方はよく理解いたしました。

防災課長ひとつ、一般質問のときに土屋雄二議員が、「あんた、パイプがもう太いんだからひとつ頑張ってくれ」と、こういうことをごさいますて、急傾斜は確かに県の事業でございいます。あわせて避難路だとか避難施設は市が中心になるとは思いますが、どうかひとつ、大変重要な事業でございいますので、住民との協議も十分しながらなるべく早く執行できるように、ひとつ全力を尽くしてください。要望いたします。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 歳入のピアノの売り払い代17万円についてお尋ねをしたいと思います。

廃園のところのピアノを売ったということですが、どこのどういうピアノを売られたのか。やはり中央公民館を含めまして、市内の公民館にピアノやオルガンの置いてあるところがあるかと、あわせてお尋ねをしたいと思います。やはり多くの人たちが集うところに、売るといよりもやはりピアノやオルガンが公民館に配置されていてもいいのではないかと、こういう思いがするわけであります。そういう点で、どういう理由でこのピアノを売ってしまったのか。公民館にもそういうピアノやオルガンを配置してほしいという、こういう要望が教育委員会に出ているのではないかと思うんですけれども、そこら辺を含めて、まず1点お尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） ピアノの売り払い代の17万円ですけれども、廃園で不要となりました、再利用もできないピアノを処分したもので、他の保育園、幼稚園、小学校、中学校でやりくりをしまして、再利用もできない幼稚園の3台分、小学校の3台分、中学校の1台分、計7台分の処分をしたものでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 内容はわかりましたけれども、この再利用できないものが有償で売れるという理由というのはどういうことなのか、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 出君） 7台分を17万円で処分させていただいたわけですけれども、

これは修理して使うのかちょっとわかりませんが、修理するというふうに聞いております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） よろしいですか。

[発言する者あり]

○議長（土屋 忍君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木孝子君） 中央公民館を初め、現在あります公民館にはピアノの設置はございませんが、各講座などありますが、その方々からの要望は現在出ておりません。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 1点お聞きしたいんですが、広岡理源山急傾斜地崩壊対策事業なんですが、これ、広岡理源山という名称は最近になって出てきたように思っているんですが、今までは春日山というふうに、たしかあの一帯は呼んでいたと思うんですが、どうしてこの名前が変わったのか、地権者の関係等々、場所の関係等々違うのかどうなのか、そこら辺の説明を一点お願いします。

もう一つは、また名称の問題かもわかりませんが、伊豆早春フラワーウォーキング実行委員会が、これが160万円。これがなくなって、伊豆観光推進協議会伊豆南エリアDMO形成特別負担金。単に名称の変更なんですか。組織そのものも伊豆フラワーウォーキング実行委員会というのがもうなくなってしまったということなのか、そこら辺のところもちょっと、単に名称なのか、組織そのものが変わってしまっているのか。それでまた、伊豆フラワーウォーキング自体は続くのかどうなのか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 小学校の裏山にある遊歩道は確かに春日山遊歩道という名前で昔ありました。担当が調べたところ、今回の場所は理源山という名称であるということで、この名称を使っております。現地の担当が調べまして、理源山であると。

[発言する者あり]

○建設課長（長友勝範君） そういうことでございます。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 4252の広域観光推進事業でございますけれども、伊豆早春フラワーウォーキング実行委員会負担金160万円を減額して、同額を伊豆観光推進協議会の伊豆南エリアDMO形成特別負担金へ補正をさせていただくものでございます。まず、このD

DMOという言葉でございますけれども、ディスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションというもので、ディスティネーション、これにつきましては観光の目的地ですとか、行き先というような意味でございます。手っ取り早く申し上げますと着地型旅行商品、こういったものを現地で手軽に提供できるようにつくられた仕組み。また、そういったものを業とする企業体というふうなことでございます。

静岡県では今年度、ふじのくに観光躍進基本計画というものを策定いたしまして、2017年の3カ年、こちらの計画で観光を推進していくというふうなことでございまして、この中でしずおか型DMO形成推進事業といった事業を創設していただきまして、こちらで一定の広域的な区域において本物の観光資源を一元的に提供する仕組みを構築して収益を上げると。それからまた、それについて持続可能な観光地づくりを進める事業に対する支援といたしまして、伊豆半島地域、それから浜名湖地域の2つのエリアに補助制度を創設していただきました。こちらの補助の対象でございますけれども、単独の市町ではございまして、市町、それから市町の観光協会、ホテル、旅館組合、交通事業者、旅行業者さん、そういった団体に構成される共同事業体に対して補助をしていただくというものでございます。

こちらにつきましては、受け皿といたしまして伊豆観光推進協議会のほうをお願いしたということでございます。まず、伊豆南エリアということでございますので、下田市を含めました賀茂郡の1市5町でございます。そちらを含めた、そちらと静岡県と協議した結果、全部の市町が構成団体として入っております伊豆観光推進協議会のほうを受け皿としたものでございます。

負担金の関係でございますけれども、うちと、下田市と河津、南伊豆、松崎、そちらにつきましては、現在、早春フラワーウォーキングの実行委員会の負担金を当初予算から計上しております。それから、残りの西伊豆と南伊豆町についてはフラワーウォーキングを実施してございませぬので、こちらにつきましても全ての1市5町がこの6月補正で160万円ずつ、1市3町については組み替え、2町については新規計上という形で計上をしていただくような話になってございます。

こちらについて、県の補助金については、2分の1以内の補助ということになります。それから、県と市町の割合が1対1ということになりますので、それから上限は1,000万円と決められております。それによりまして、1市5町の負担金総額が160万円掛ける6ということで920万円。それと同額の920万円が観光推進協議会におりてくるというようなことでございまして、総額1,920万円の事業が実施できるというふうなものでございます。この中で

いろいろな事業を行っていくというふうなことでございまして、まだ担当市町とはちょっと話をしてございませんが、今後フラワーウオーキングについてはこの事業の中で実施していくというようなことになろうかと思えます。現在、そうですね、920万円ほどの予算で4大会を実施しているところでございますが、その数についてはまた今後協議、静岡県ウオーキング協会、それから構成市町との協議にもなろうかと思えますが、恐らくその4大会が、例えば3大会になるとかといったようなことも考えられるのではないかなと思っております。

ただし、今現在、水仙ツーデーマーチ、こちらにつきましては、やはり新年が始まって、全国でも最初の大会というようなことで、全国のウオーキングの愛好者のウオーカーの方たちから非常に認知されていると。それから、いろいろな冠がついた大会ということでございますので、そちらについては実施させていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 今のフラワーウオーキング関係についてはご説明わかりましたが、もう一度委員会のほうで詳しくお聞きしたいなと思えます。

もう一つ、理源山のことなんですが、理源山というのは本当に今までそういう名称というのは聞いたことがないもので、ちょっとびっくりしているんですが、これはもう法務局の登記とか等々で正式なそういうことなんですか。それとまた、そういう形でさまざまな三十三観音とかいろいろなことがあるんですが、そういうのも含めて全て名称を変えていくというふうなことなんですか。あの辺の一带の呼び名をすべからく春日山から理源山に、これから市としては変えていくんだというふうなことなのでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 申しわけありません。広岡理源山という名称を使ったのは、県のほうの土砂災害警戒区域の名称が理源山という名称を使っていたので、それに合わせているというふうに私は聞いております。ですので、土砂災害警戒区域上の名称と同じ県の急傾斜地事業の名称が違っているのはおかしいということで、そういった名前になったということで私は聞いております。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第29号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたし

ます。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第30号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第30号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（土屋 忍君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

なお、21日、22日は休会とし、23日、24日はそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、25日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 1時51分散会